

(平成22年3月改訂)  
(平成27年3月改訂)

## 鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成20年3月

鹿児島県

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 計画期間
- 3 対象区域
- 4 対象物

## 第2章 PCB廃棄物の保管量，発生量及び処分量の見込み

- 1 PCB廃棄物の保管状況
- 2 PCB使用製品の使用状況
- 3 保管及び使用事業場
- 4 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

## 第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

- 1 処理体制の現状
  - (1) わが国におけるPCB廃棄物処理体制
  - (2) 本県のPCB廃棄物処理体制
- 2 処理体制の確保
  - (1) 適正保管の指導
  - (2) 収集運搬体制の確保
  - (3) 中小企業者等への支援
  - (4) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の取組

## 第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進

- 1 関係者の役割及び連携
  - (1) 保管事業者等の役割
  - (2) 収集運搬業者の役割
  - (3) 鹿児島県及び鹿児島市の役割
  - (4) 鹿児島市以外の県下市町村の役割
  - (5) 国の役割
  - (6) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割
- 2 緊急時の対応

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景及び目的

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、蛍光灯の安定器の絶縁油、感圧複写紙等の幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起き、その毒性が社会問題化し、我が国においては昭和47年以降、製造は行われていない。さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)に基づき、昭和49年6月からは、製造・輸入等が事実上禁止となった。

その後は、高圧トランスや高圧コンデンサ等のPCB廃棄物について処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきた。こうした処分の目処が立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このような状況にあって、国ではPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）を制定した。

この法律に基づき国が平成15年4月に策定した「PCB廃棄物処理基本計画」においては、全国に5か所広域処理施設を整備し、平成28年7月までにPCB廃棄物の処理を終えることとなっており、本県分のPCB廃棄物については、北九州市に整備された広域処理施設において、西日本17県分（中国、四国、九州）と併せて処理を行っていくこととなった。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者による安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっている。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされていた電気機器又はOFケーブル（以下「電気機器等」という。）の一部から微量のPCBに汚染された絶縁油の存在が明らかになっている。国は、平成21年11月に、電気機器等に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。）が、広域処理施設での処理対象ではないことから、その性状等を踏まえた処理体制について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の一部改正等を行った。

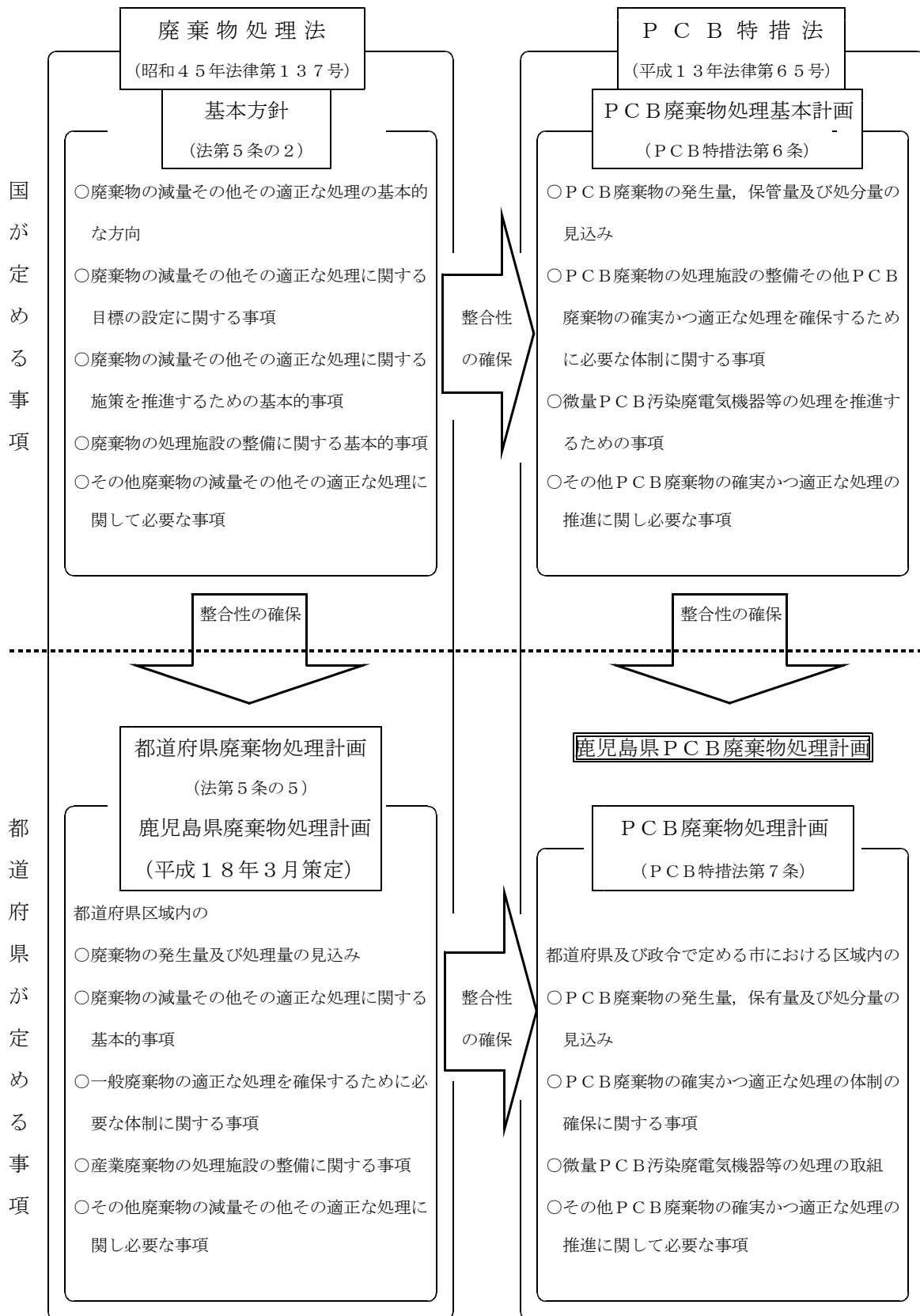
このような中、PCB特措法に規定された当初の処理完了期限である平成28年7月

までの処分完了が困難となったことから、平成24年12月のPCB特措法施行令の改正により、処理期限が平成39年3月まで延長され、平成26年6月にはPCB廃棄物処理基本計画が改訂されたところである。

「鹿児島県PCB廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、PCB特措法第7条の規定に基づき、国のPCB廃棄物処理基本計画に即し、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

なお、本計画と他計画との関係は、図1のように示される。

図1 鹿児島県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係



## 2 計画期間

本計画にかかるPCB廃棄物の計画期間については、次のとおりとする。

種 類	計画期間	備 考
高圧トランス・コンデンサ等	平成34年3月31日まで	計画的処理完了期限 平成31年3月31日まで
安定器等・汚染物	平成36年3月31日まで	計画的処理完了期限 平成34年3月31日まで
微量PCB汚染廃電気機器等	平成39年3月31日まで	

なお、本県のPCB廃棄物の処理を行うこととされている中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州PCB廃棄物処理施設において、計画的処理完了期限が定められ、国及び北九州市から計画的処理完了期限内のできるだけ早い時期までの処理を求められていることを踏まえ、県及び鹿児島市は、県内のPCB廃棄物保管事業者に対しできるだけ早期のPCB廃棄物の処理を行うよう指導するとともに、PCB廃棄物保管事業者においても早期の処理に取り組むこととする。

また、本計画は、国のPCB廃棄物処理基本計画に則して5年毎に見直しを行うほか、西日本17県、北九州市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社で構成する「北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会」（以下「広域調整協議会」という。）等での調整や微量PCB汚染廃電気機器等の処理について周知すべき事項、関係法令の改正等があった場合には、必要に応じて見直しを行う。

## 3 対象区域

本計画は、鹿児島県内全域を対象とする。

## 4 対象物

本計画の対象物は、鹿児島県内で保管されているPCB特措法第2条（※）に規定されているPCB廃棄物とする。

〔※PCB特措法第2条  
この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。〕

## 第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

### 1 PCB廃棄物の保管状況

PCB特措法第8条の規定により、鹿児島県内の事業場において、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）及び処分する者は、毎年度、前年度の保管及び処分の状況を鹿児島県知事（鹿児島市内にあっては鹿児島市長）に届け出ることが義務づけられている。

この届出を集計したPCB廃棄物の保管量は、表1のとおりである。

表1 PCB廃棄物の種類別保管量（平成26年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	鹿児島市小計		鹿児島市を除く県内小計		鹿児島県合計	
	事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
高圧トランス	4	11台	3	5台	7	16台
高圧コンデンサ	8	8台	22	40台	30	48台
低圧トランス	6	37台	1	1台	7	38台
低圧コンデンサ	3	465台	8	150台	11	615台
安定器	8	10,542個	22	5,666個	30	16,208個
PCB	2	1,322kg	1	0.02kg	3	1,322.02kg
PCBを含む油	5	2,103.4375kg	17	30,221.7025kg	22	32,325.14kg
感圧複写紙	0	0kg	1	688.1kg	1	688.1kg
ウエス	7	502.96kg	15	588.312kg	22	1091.272kg
その他機器等（注1）	63	259台	88	396台	151	655台
汚泥（注2）	2	1,004.8kg	1	829kg	3	1,833.8kg
その他汚染物（注3）	10	6,648.375kg	12	3,453.0878kg	22	10,101.4628kg

（注1）「その他機器等」とは、計器用変圧変流器、開閉器、遮断器、整流器及び微量PCB汚染廃電気機器等をいう。

（注2）「汚泥」とは、PCBを含んだ汚泥をいう。

（注3）「その他汚染物」とは、PCBの付着した汚染物をいう。

（注4）「PCB」及び「PCBを含む油」、「その他汚染物」で容積で届け出ているものは、1ℓ＝1kgに換算

### 2 PCB使用製品の使用状況

現在、使用しているPCB使用製品についても、PCB特措法に基づき届出の対象としている。この届出を集計した使用量は表2のとおりである。

表2 PCB使用製品の種類別使用量（平成26年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	鹿児島市小計		鹿児島市を除く県内小計		鹿児島県合計	
	事業場数	使用量	事業場数	使用量	事業場数	使用量
高圧トランス	1	1台	1	4台	2	5台
高圧コンデンサ	0	0台	3	7台	3	7台
安定器	1	4個	2	52個	3	56個
PCB	1	0.0004kg	0	0kg	1	0.0004kg
PCBを含む油	1	0.0005kg	0	0kg	1	0.0005kg
その他機器等	15	38台	39	141台	54	179台

### 3 保管及び使用事業場

本県内の保管及び使用事業場数は、平成26年3月31日現在239事業場（鹿児島市：85 市外：154）である。

### 4 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

PCB廃棄物の今後の発生量は、現在使用中であるPCB使用製品が計画期間内に使用が中止され、PCB廃棄物になることを前提として、現在の使用量と同量とする。本計画に基づくPCB廃棄物の処分量は、現在の保管量と今後の発生量の合計数量で見込むものとし、表3のとおりである。

表3 PCB廃棄物の処分量の見込み

(平成26年3月31日現在)

PCB廃棄物の種類	保管量 (A)	発生量 (B)	処分量の見込み (A+B)
高圧トランス	16台	5台	21台
高圧コンデンサ	48台	7台	55台
低圧トランス	38台		38台
低圧コンデンサ	615台		615台
安定器	16,208個	56個	16,264個
PCB	1,322.02kg	0.0004kg	1,322.0204kg
PCBを含む油	32,325.14kg	0.0005kg	32,325.1405kg
感圧複写紙	688.1kg		688.1kg
ウエス	1,091.272kg		1,091.272kg
その他機器等	655台	179台	834台
汚泥	1,833.8kg		1,833.8kg
その他汚染物	10,101.4628kg		10,101.4628kg



### 第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

#### 1 処理体制の現状

##### (1) PCB廃棄物の広域処理体制

国は、対象地域の地方公共団体との調整の結果を踏まえ、表4に示すとおり、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備を行い、処理を進めている。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理事業の仕組みは図2のとおりである。

表4 中間貯蔵・環境安全事業(株)を活用した拠点的広域処理施設

事業名 (実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州 (北九州 市若松区 響町1丁目)	高圧トランス・コンデンサ等	A地域	C地域の車載トランスの一部, D地域のコンデンサの一部	1.5トン/日(PCB分解量)	H31.3.31	H31.4.1から H34.3.31まで
	安定器等・汚染物	A地域, B地域及びC地域(大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		10.4トン/日(安定器等・汚染物量)	H34.3.31	H34.4.1から H36.3.31まで
大阪 (大阪市 此花区北 港白津2丁目)	高圧トランス・コンデンサ等	B地域	C地域の車載トランスの一部及び特殊コンデンサの一部, E地域の特殊コンデンサの一部	2.0トン/日(PCB分解量)	H34.3.31	H34.4.1から H37.3.31まで
	安定器等・汚染物	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			H34.3.31	H34.4.1から H37.3.31まで
豊田 (愛知県 豊田市細 谷町3丁目)	高圧トランス・コンデンサ等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	1.6トン/日(PCB分解量)	H35.3.31	H35.4.1から H38.3.31まで
	安定器等・汚染物	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			H35.3.31	H35.4.1から H38.3.31まで
東京 (東京都 江東区青 梅3丁目 地先)	高圧トランス・コンデンサ等	D地域	C地域の車載トランスの一部, E地域の大型トランスの一部	2.0トン/日(PCB分解量)	H35.3.31	H35.4.1から H38.3.31まで
	安定器等・汚染物	D地域(小型電気機器の一部に限る。)	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する塵粉末活性炭		H35.3.31	H35.4.1から H38.3.31まで
北海道 (北海道 室蘭市仲 町)	高圧トランス・コンデンサ等	E地域		1.8トン/日(PCB分解量)	H35.3.31	H35.4.1から H38.3.31まで
	安定器等・汚染物	D地域及びE地域(東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		12.2トン/日(安定器等・汚染物量)	H36.3.31	H36.4.1から H38.3.31まで

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、  
長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

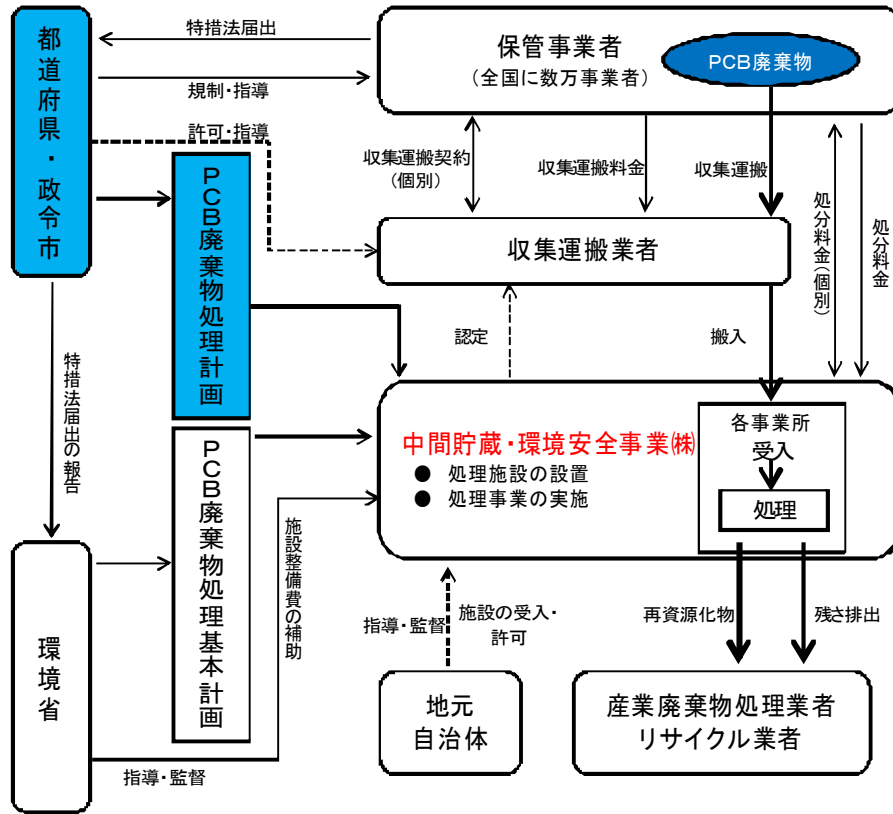
B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、  
富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

図2 PCB廃棄物処理事業の仕組み



(2) 本県のPCB廃棄物処理体制

本県内のPCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等は除く）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州PCB廃棄物処理事業において処理を行う。同事業においては、第1期施設では、10kg以上の高圧トランス・高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物になったもの並びにPCB・PCBを含む廃油を処理対象とし、第2期施設では、高圧コンデンサ及び10kg未満の高圧トランス等の小型のもの、安定器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物等（以下「汚染物等」という。）を処理対象としている。

なお、微量PCB汚染廃電気機器等は、北九州PCB廃棄物処理事業の処理対象物ではない。

北九州PCB廃棄物処理事業の概要は、表5のとおりである。

本県のPCB廃棄物は、多量保管事業場分が平成20年度から、少量保管事業場分が平成21年度から受入が開始され、高圧トランス・コンデンサ等については平成31年3月、安定器等・汚染物については平成34年3月までにすべての処理が終了するよう取り組むこととする。

表5 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

施設名	北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設		
事業主体	中間貯蔵・環境安全事業株式会社		
実施場所	北九州市若松区響町一丁目62番24号		
事業対象地域	【高圧トランス・コンデンサ等】 鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県， 愛媛県，高知県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県， 宮崎県，鹿児島県，沖縄県		
	【安定器等・汚染物】 鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県， 愛媛県，高知県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県， 宮崎県，鹿児島県，沖縄県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県， 奈良県，和歌山県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県 (大阪事業所及び豊田事業所における処理対象物を除く。)		
処理対象	PCB廃棄物の種類	第1期施設対象物	第2期施設対象物
	高圧トランス	○(10kg以上のもの)	○(10kg未満のもの)
	高圧コンデンサ	○(10kg以上のもの)	○
	低圧トランス	○(高圧トランスと同程度の大型のもの)	○
	低圧コンデンサ	○(高圧コンデンサと同程度の大型のもの)	○
	安定器	×	○
	PCB	○	○
	PCBを含む油	○	○
	感圧複写紙	×	○
	ウエス	×	○
	その他機器等	○(リアクトル，放電コイル，サージアブソーバー， 計器用変成器，開閉器，遮断器及び整流器等のうち高圧 トランス及び高圧コンデンサと同程度の大型のもの)	○
	汚泥	×	○
	その他汚染物	×	○
	※ 微量PCB汚染廃電気機器等については，処理対象物ではない。		
処理方法	第1期 脱塩素化分解法 第2期 脱塩素化分解法及びプラズマ熔融分解法		
処理能力	第1期 0.5トン/日(PCB分解量) 第2期 1.5トン/日(PCB分解量) 10.4トン/日(汚染物等量)		
計画的処理完了 期限	高圧トランス・コンデンサ等	平成31年3月31日	
	安定器等・汚染物	平成34年3月31日	
事業終了準備 期間	高圧トランス・コンデンサ等	平成31年4月1日～平成34年3月31日	
	安定器等・汚染物	平成34年4月1日～平成36年3月31日	

## 2 処理体制の確保

### (1) 適正保管の指導

保管事業者等は、P C B廃棄物の処理が完了するまでの間、廃棄物処理法の保管基準に基づき、P C B廃棄物を適正に保管する必要がある。また、P C B特措法の規定により、P C B廃棄物の保管等の状況を毎年度知事等に届け出るほか、処理期限内に適正に処分することが義務づけられている。

県及び鹿児島市は保管中のP C B廃棄物が適正に処理されるまでの間、紛失やP C Bの漏洩等による生活環境保全上の支障が生じないように、適正な保管に対する指導や助言を行うものとする。

### (2) 収集運搬体制の確保

P C B廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に行うためには、保管場所での積み込みから処理施設への搬入までの収集運搬過程全般を通じた安全対策確保が必要である。

国は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的事項を定めた「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」を平成16年3月に策定した。

また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、平成16年3月に「北九州P C B廃棄物処理施設に係る受入基準」を定め、同基準の要件の全てを満たすと認定した事業者がP C B廃棄物を搬入することを許可することとしている。

県及び鹿児島市では、P C B廃棄物の収集運搬を行う者に対して、廃棄物処理法の処理基準、ガイドライン、上記受入基準等の周知を図るとともに指導・監督に努め、確実かつ適正な収集運搬体制の確保を図ることとする。

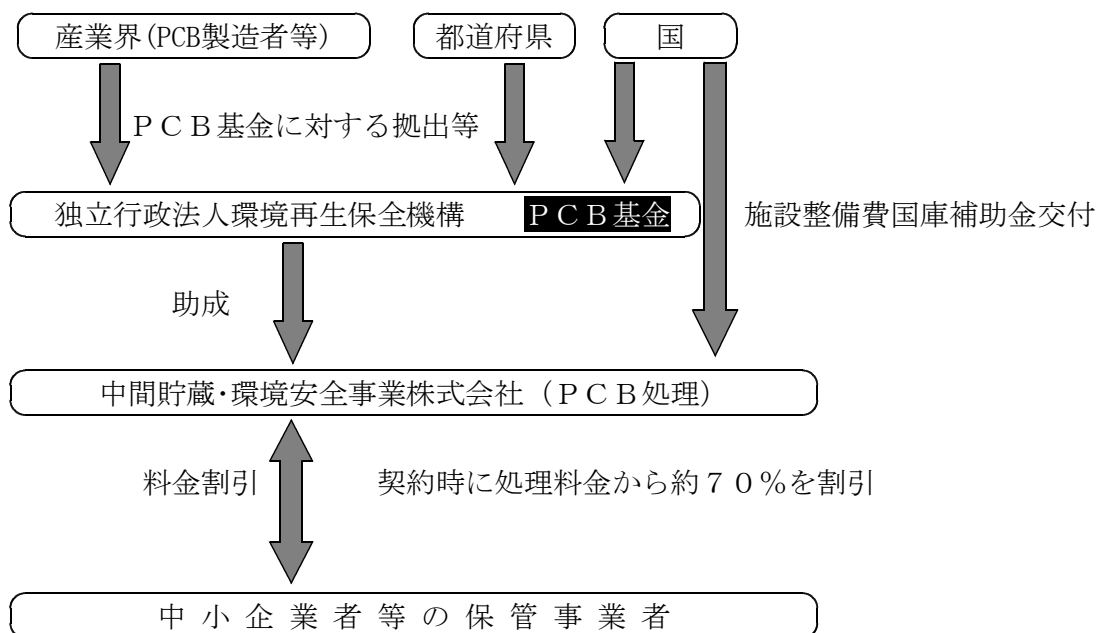
### (3) 中小企業者等への支援（微量P C B汚染廃電気機器等は除く）

P C B廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物の処理費用と比べて相当高額になることから、負担能力の小さい中小企業者等が保管するP C B廃棄物の処理費用の一部に充てる等の目的のため、国、都道府県及び産業界等からの出えん金で造成されるP C B廃棄物処理基金が独立行政法人環境再生保全機構に設置されており、本県も、平成13年度からこの基金に出えんしている。

この基金により、中小企業者等は、P C Bが使用されたトランス、コンデンサ及び汚染物等の処理経費の約70%を基本に軽減されることになることから、基金を利用した負担軽減制度について本県の中小企業者等に対して周知を図りP C B廃棄物の処理の促進に努めていくものとする。

P C B廃棄物処理基金の仕組みは、図3のとおりである。

図3 PCB廃棄物処理基金の仕組み



(4) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の取組

ア 微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制

国は、微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、都道府県知事が廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ってきている。

イ 微量PCB汚染廃電気機器等の適正な処理

国は、平成21年11月に微量PCB汚染廃電気機器等の適正な収集及び運搬について「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」を策定し、平成25年6月に改訂した。

またその処理方法について「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン（焼却処理編，洗浄処理編）」を策定し取りまとめた。

ウ 微量PCB汚染廃電気機器等に関する情報提供

電気機器等が廃棄物となった廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者は、微量PCB汚染廃電気機器等を誤って処分しないよう、国、県、鹿児島市及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してPCBにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

県及び鹿児島市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量PCB汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されないことがないよう情報提供に努めるものとする。

## 第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進

### 1 関係者の役割及び連携

PCB廃棄物の処理については、関係者が以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して適正処理に努めるものとする。

#### (1) 保管事業者等の役割

##### ア 保管事業者

保管事業者は、PCB特措法に基づく処理期限までに自ら又は許可業者に委託して、その保管するPCB廃棄物を適正に処分するとともに、PCB廃棄物が処分されるまでの間は、漏洩や紛失がないように適正に保管し、PCB特措法に基づき毎年度、保管及び処分状況等の届出を行う。

なお、PCB廃棄物の処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託しようとする保管事業者は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と連絡調整した上で、北九州事業所の計画的処理完了期限までに処分を行うこととする。

##### イ 使用事業者

PCB使用製品の使用をできるだけ早期に中止して、適正な保管を行うとともに、処理期限までに処分を行うこととする。

#### (2) 収集運搬業者の役割

ア 収集運搬業者は、PCB特措法、廃棄物処理法等の関係法令、ガイドライン、北九州PCB廃棄物処理施設に係る受入基準等を遵守することはもとより、交通の安全にも十分配慮した対応をとることとする。

イ 収集運搬業者は、PCB廃棄物の保管及び収集運搬時の安全管理を徹底するために安全管理責任者を設置することとする。

ウ 北九州PCB廃棄物処理施設への搬入に際しては、北九州市が定める留意事項及び関係各県の指導・助言に従うとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の調整等に協力することとする。

エ 万一、収集運搬経路において、事故等が発生した場合には、関係機関との緊密な連携の下、速やかな対応ができるよう体制を整え、適切な対策を講じることとする。

#### (3) 鹿児島県及び鹿児島市の役割

##### ア 適正処理推進のための監視・指導等

PCB特措法により、保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者は毎年度、その

PCB廃棄物の保管及び処分状況等を知事等に届出なければならないこととされており、県及び鹿児島市は、管内の事業者等に対し、保管及び処分状況の届出を徹底するとともに、保管事業者、収集運搬業者等に対し、必要に応じ、廃棄物処理法及びPCB特措法に基づく立入検査及び指導を実施することとする。

また、使用事業者に対しては、早期かつ計画的な使用中止及び処理期限内における処分を指導していくこととする。

#### イ 早期の処理完了のための取組

PCB特措法において、県及び鹿児島市は、区域内におけるPCB廃棄物の状況を把握するとともに、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされており、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び電気保安関係の事業者等と協力し、未処理機器の把握を行った上で、未処理機器の保管事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限内のできるだけ早い時期までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処理委託が行われるよう、必要な指導等を行う。

また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州事業所に搬入しようとする処理業者及び保管事業者に対して輸送規制の周知徹底を図り、地元の理解と協力を促すために必要な取組みを積極的に推進するほか、地元地方公共団体が講じる処理の安全性の確保や早期処理等を推進するための施策に積極的に協力する。

#### ウ 県民等・事業者の理解を深めるための情報公開の推進

PCB特措法第5条第3項の規定により、国、都道府県及び市町村は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し、国民、保管事業者及びPCB製造者等の理解を深めるよう努めなければならないとされている。

県及び鹿児島市は、県民及び市民に対し、保管事業者等関係者の理解を得ながら、県内及び市内における保管事業者及びその保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等を県及び鹿児島市のホームページやパンフレット等の媒体を活用して、積極的に公開・提供するものとする。

また、保管事業者等に対して、PCB廃棄物に関する法令情報、北九州PCB廃棄物処理施設の処理状況、PCB廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報等を説明会や県及び鹿児島市のホームページを通じて積極的に提供することとする。

#### (4) 鹿児島市以外の県下市町村の役割

鹿児島市以外の県下市町村は、管内におけるPCB廃棄物の保管・使用状況の把握に努めるとともに、県に対して、PCB廃棄物の保管・使用に関する情報提供を



行うなど、国及び県が実施するP C B廃棄物の処理に関する施策・取り組みに対して積極的に協力するものとする。

(5) 国の役割

国は「P C B廃棄物処理基本計画」に定めた次の役割を担っている。

- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点的な広域処理施設の整備の推進
- ・ 都道府県等と協力してのP C B廃棄物の処理基金の造成
- ・ 安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう都道府県市間の調整，都道府県市と中間貯蔵・環境安全事業株式会社間の調整
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の指導監督
- ・ 都道府県市との連携による保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性の周知
- ・ 微量P C B汚染廃電気機器等の処理の推進

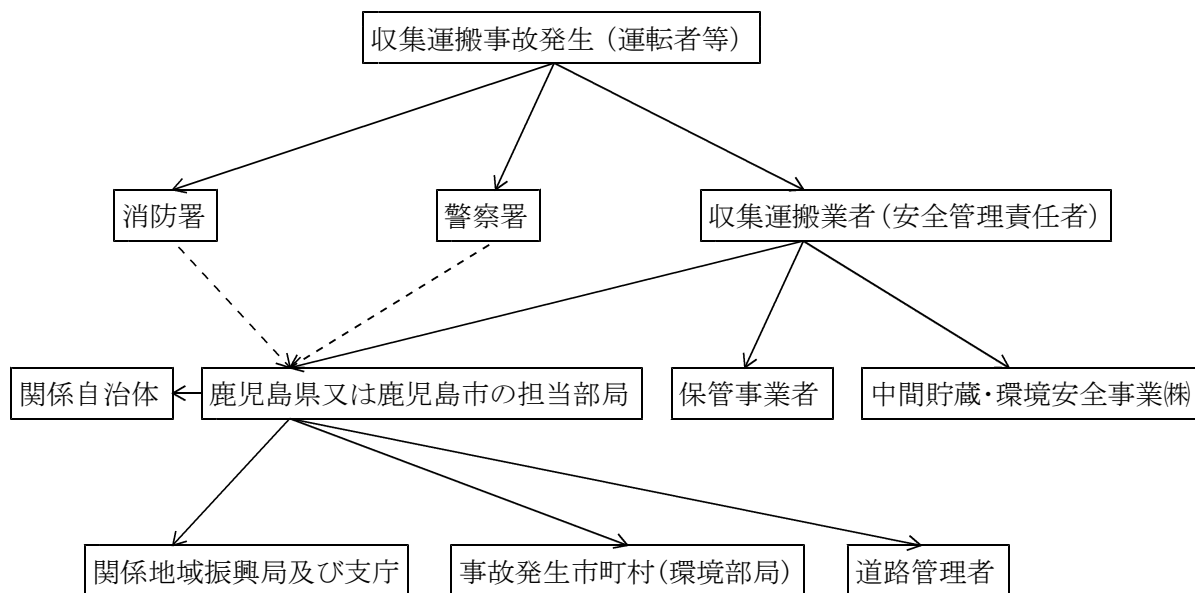
(6) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は「P C B廃棄物処理基本計画」に定められた次の役割を担っている。

- ・ 拠点的な広域処理施設における安全かつ効率的な処理の実施
- ・ 地域住民及び地元地方公共団体に対する情報公開
- ・ P C B廃棄物の計画的な搬入を確保し，安全かつ効率的に処理を実施するため，関係都道府県市に対する搬入に係る情報の提供
- ・ 関係都道府県市と連絡調整を行った上での受入条件及び受入計画の策定

## 2 緊急時の対応

【収集運搬時における緊急連絡体制】



- ① 運転者等収集運搬従事者は、事故等が発生した場合には、速やかに消防署、警察署及び安全管理責任者に通報することとする。
- ② 通報を受けた安全管理責任者は、あらかじめ定められた緊急連絡体制に基づき、鹿児島県等、保管事業者、中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州事業所等の関係者に連絡することとする。
- ③ 鹿児島県は鹿児島県内で発生した事故については、県関係部局、関係市町村及び道路管理者に連絡し、対応を協議することとする。  
また、県外の収集運搬経路上で事故が発生した場合は、関係自治体の廃棄物対策部局等に連絡して、事故等に関する情報収集に努めることとする。
- ④ 道路管理者への連絡について、道路管理者が事故発生市町村長である場合は、当該市町村の環境部局から連絡するよう依頼する。